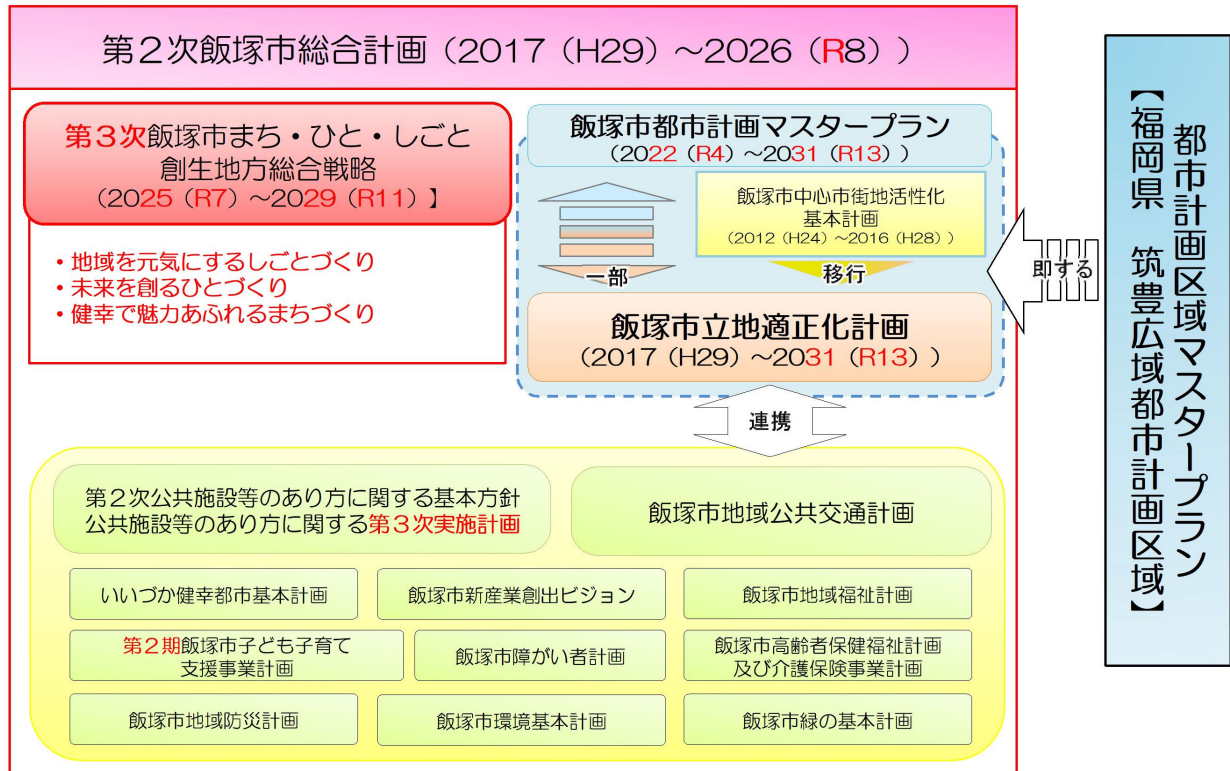


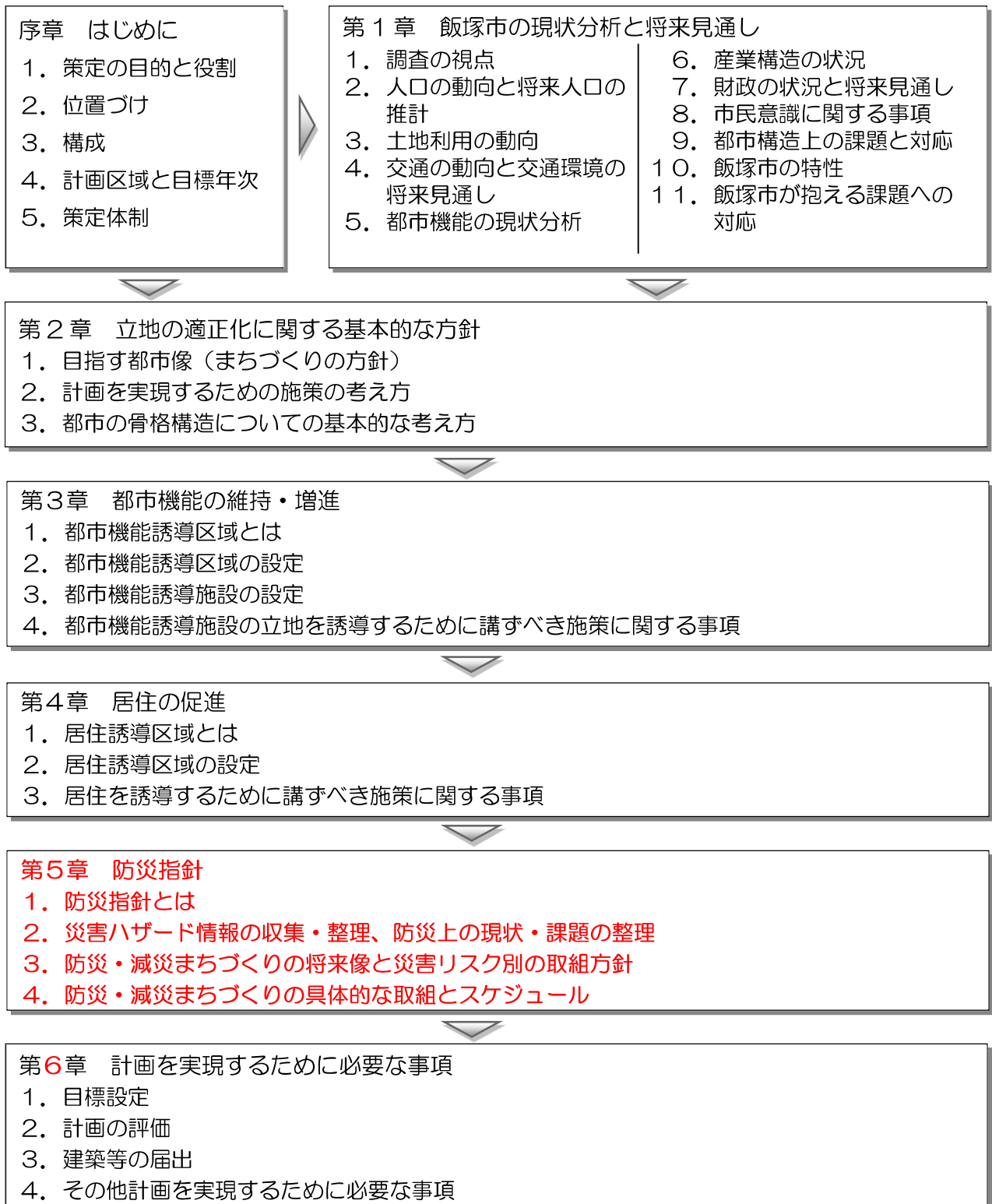
■各種計画との関係（相関図）



3. 構成

計画の構成は以下のとおり、飯塚市の現状分析と将来見通しから導かれる都市構造上の課題を整理した上で、目指す都市像（まちづくりの方針）や都市の骨格構造についての基本的な考え方を示し、都市機能の維持・増進、居住の促進、**防災指針**、計画を実現するために必要な事項を取りまとめます。

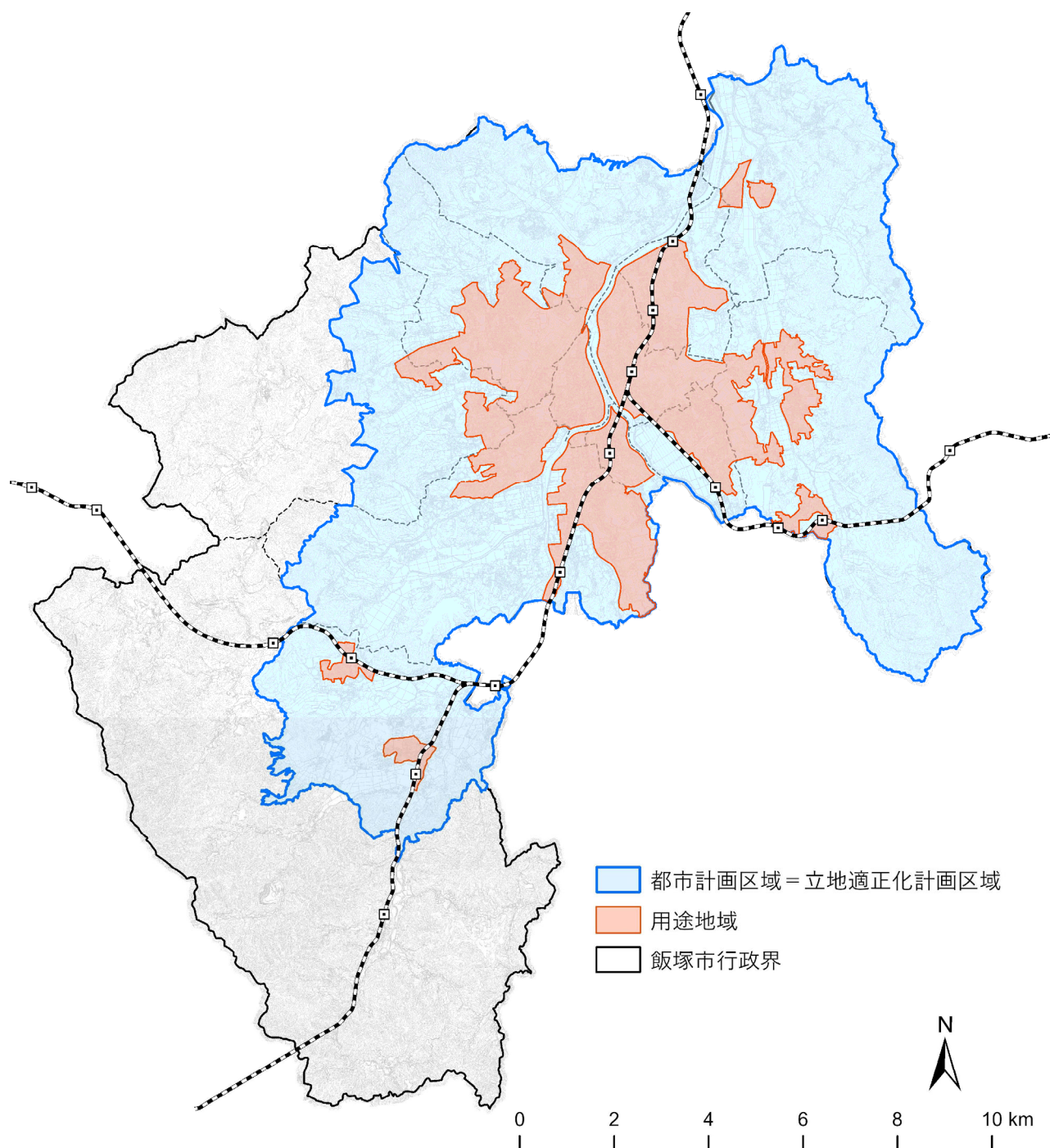
■飯塚市立地適正化計画の構成



4. 計画区域と目標年次

(1) 計画区域

本計画の区域は、都市再生法第81条第1項の規定に基づき、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体とします。



(2) 目標年次

本計画の計画期間は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、第 2 次飯塚市総合計画や飯塚市都市計画マスタープランの計画期間（※2）を勘案し、2017（平成 29）年度から 2031（令和 13）年度までの 15 年間とします。

拠点連携型の都市づくりを進めるためには、人口密度を維持し、暮らしに必要な都市機能を確保することが必要であり、中長期的な視点に立ち、15 年という期間を設けて、計画的な時間軸の中で緩やかに居住や都市機能の維持・誘導を進めます。

そのためには、市民と都市づくりに対する方向性を共有し、理解を深めていくとともに、本計画に対する評価や土地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間 2017（平成 29）年度から 2031（令和 13）年度まで

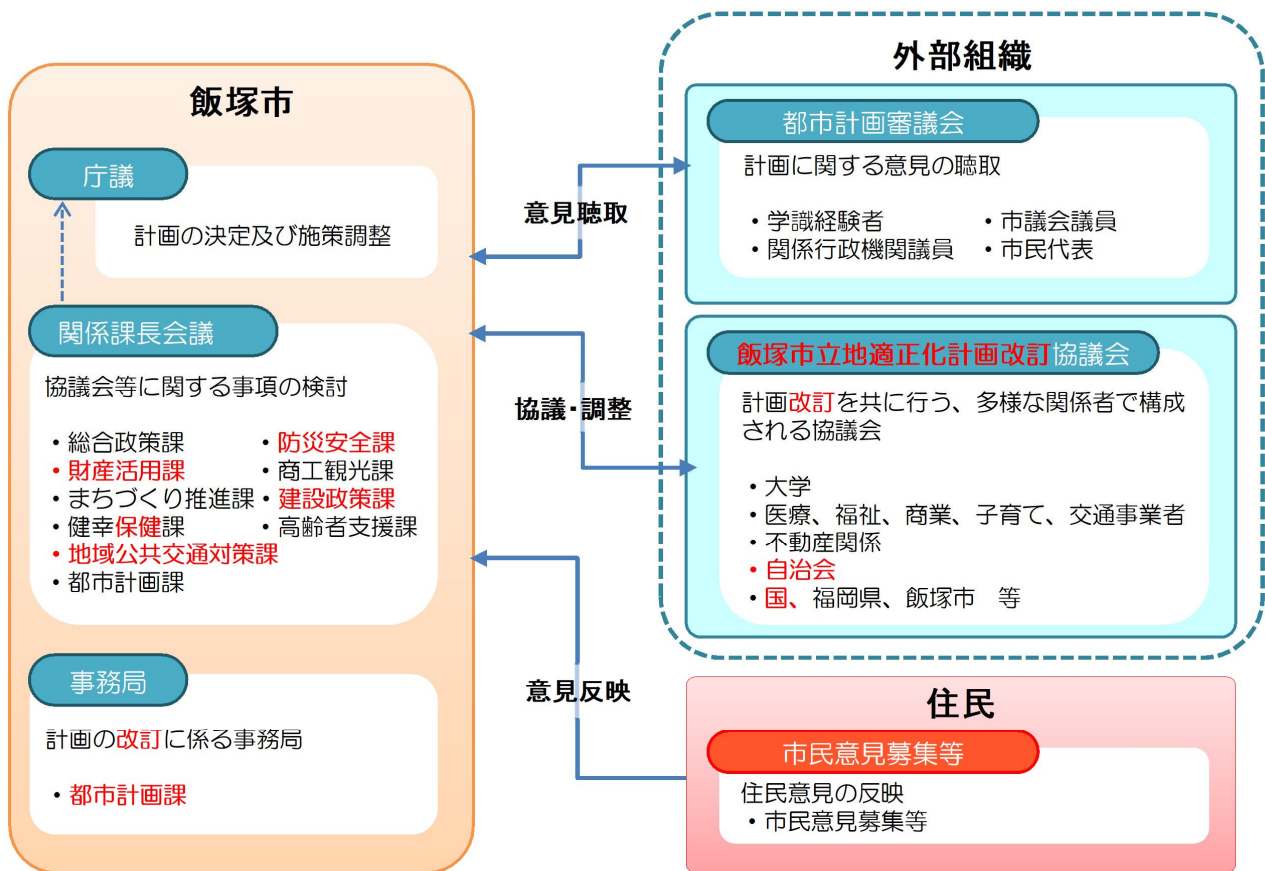
（※2）第 2 次飯塚市総合計画や飯塚市都市計画マスタープランの計画期間

第 2 次飯塚市総合計画	2017（平成 29）年度から 2026（平成 38）年度まで
飯塚市都市計画マスタープラン	2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度まで

5. 策定体制

本計画の策定にあたっては、関係各課と連携を図りながら内部調整を行いつつ、本計画やその実施について必要な協議を行うため、都市再生法第117条第1項の規定に基づき、関係機関等で構成する「飯塚市立地適正化計画改訂協議会」を設置し、本計画に関する協議や調整を行いました。また、協議等の状況については、飯塚市都市計画審議会において報告し、審議会委員からの意見聴取を行うとともに、市民意見募集の実施等によりご意見を頂きながら、本計画を改訂しました。

■策定体制 整理図（体系図）



第1章 飯塚市の現状分析と将来見通し

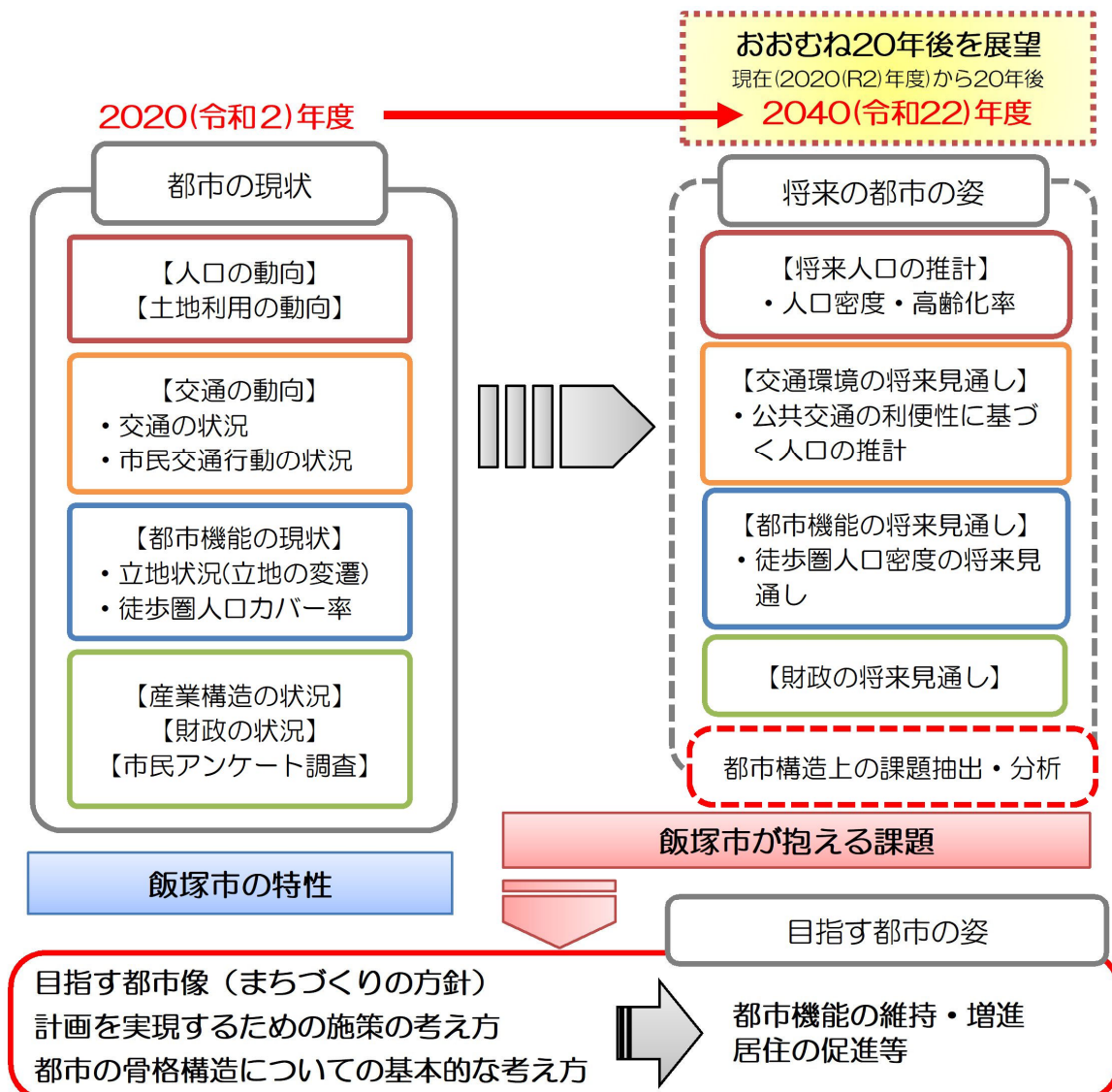
1. 調査の視点

飯塚市の現状を把握するため、人口の推移や交通網の現状、都市機能の立地状況等を整理します。併せて、おおむね20年後（2040（令和22）年）の本市の姿を展望し、人口の将来見通しとその影響を考察します。

人口や交通、都市機能等の現状分析および将来見通しから関係施策と一体となって対応すべき都市構造上の課題を抽出し、これらの調査結果を基礎資料として、目指す都市像（まちづくりの方針）を本計画におけるまちづくりの基本的な方針として取りまとめ、その実現のための施策等の検討を進めます。

本計画は、本市全体を見渡す観点から都市計画区域外も調査・分析の対象としています。本計画を実現するための施策等については、計画区域外への影響等に配慮しながら検討します。

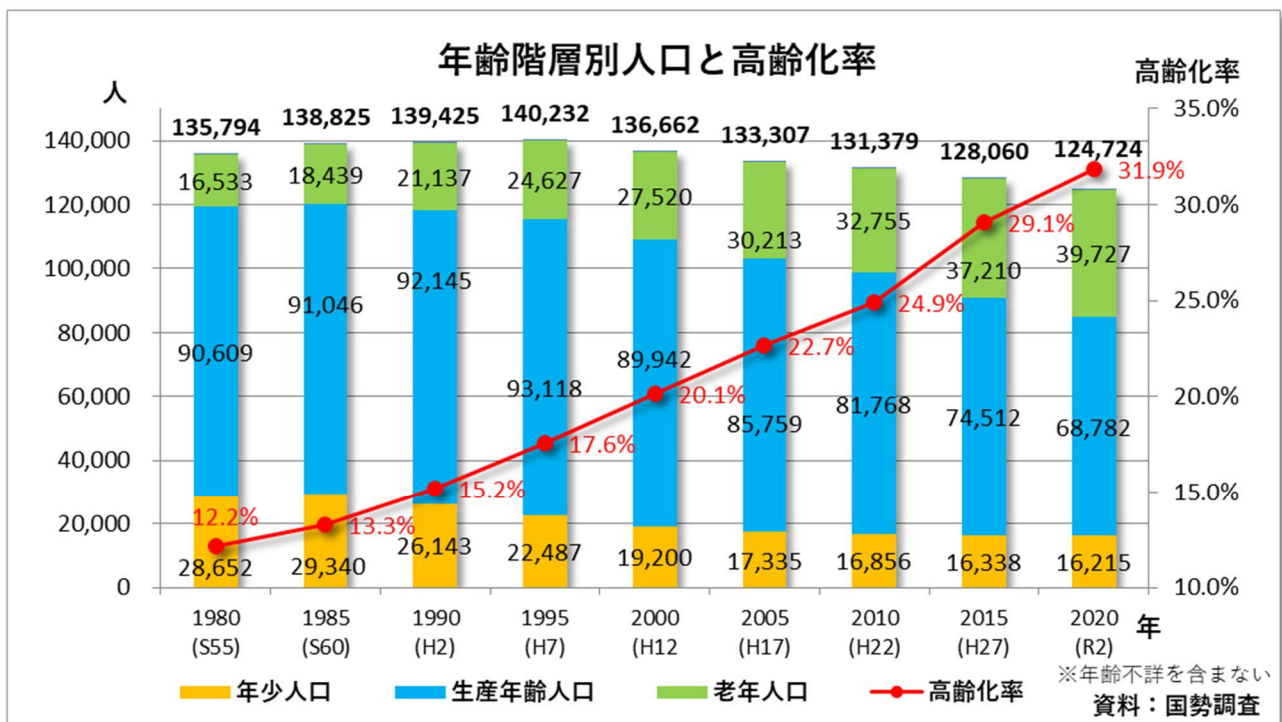
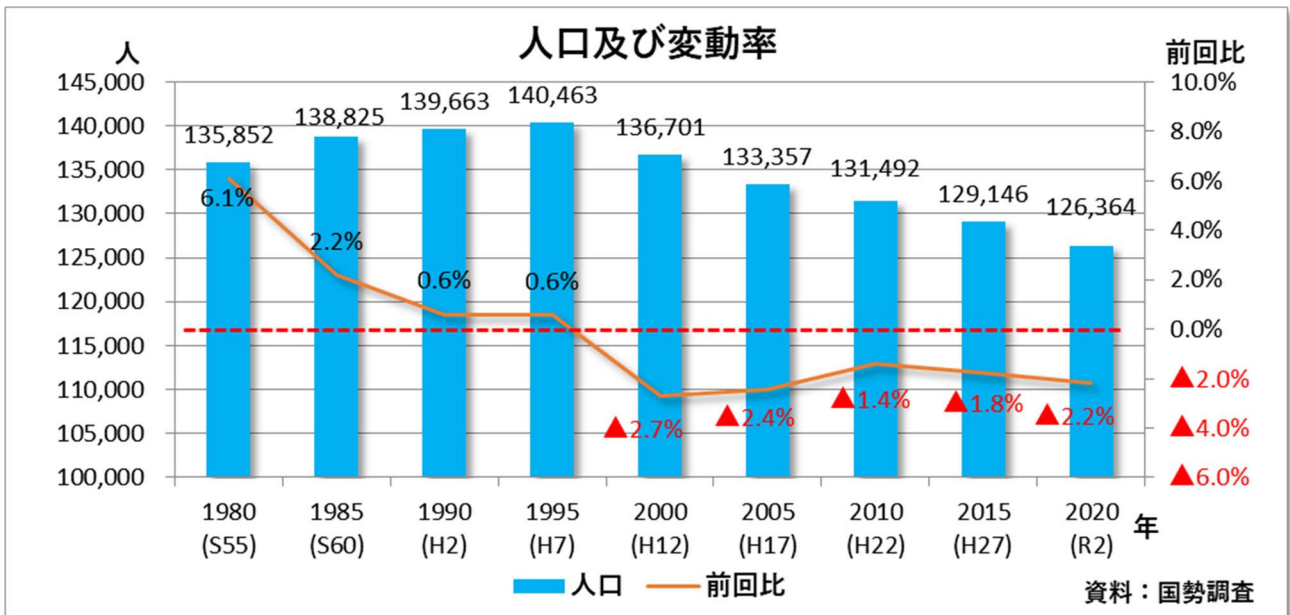
■調査の視点 整理図（体系図）



2. 人口の動向と将来人口の推計

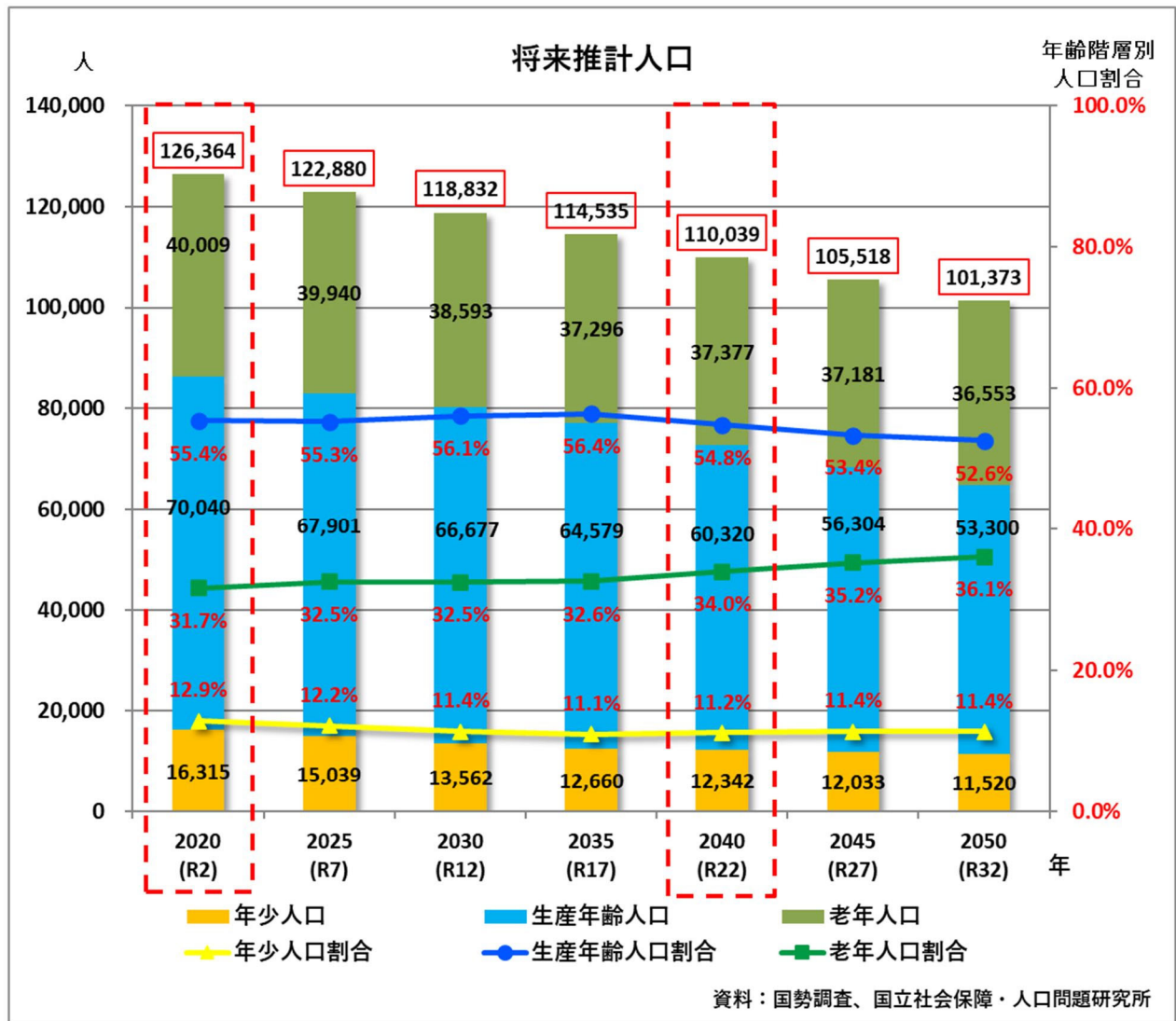
(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

本市の人口は、1995（平成7）年の140,463人をピークに減少傾向にあります。また、老年人口（65歳以上人口）は1995（平成7）年に年少人口（0～14歳人口）を上回り、高齢化率が上昇する一方で、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口は減少しています。



(2) 将来人口の推計

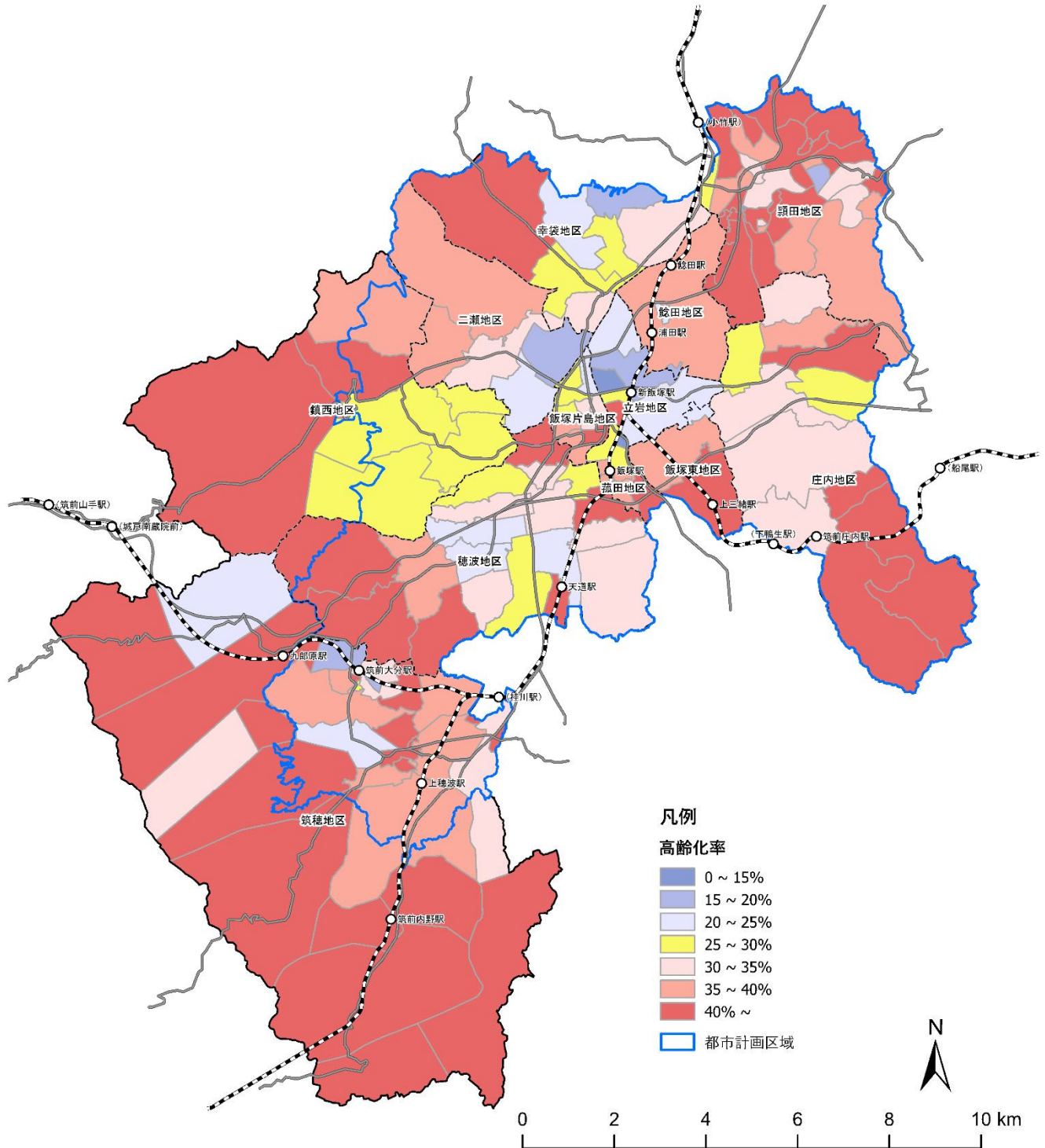
将来推計人口は、2040（令和22）年において110,039人とされ、2020（令和2）年と比較して20年間で16,325人の減少が見込まれます。



(※1) 将来人口の推計方法は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計に準拠

高齢化率は、2020（令和2）年時点で35%を超える地域が多く見られる一方、25%未満の地区も存在します。2040（令和22）年時点では、全ての地区で高齢化が進行し、多くの地区で30%以上となることを見込まれます。

▼町丁字別高齢化率（2020（R2））



▼町丁字別高齢化率（2040（R22））

